## 公図(字絵図)修正業務委託仕様書

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本業務は、固定資産税を賦課するための課税客体である土地の一筆ごとの形状・位置・地番等を的確に把握するため、表示登記・分筆・合筆・地図訂正に伴う鹿児島市公図の修正(マイラーへの直接加除修正)を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本仕様書は、鹿児島市(以下「発注者」という)が実施する公図(字絵図)修正業 務委託(以下「業務」)について適用され、受注者が履行しなければならない一般的な事 項を定めたものである。

(準拠する法令等)

- 第3条 本業務の実施に際しては、本仕様書によるほか、次に掲げる関係法令等に準拠して 行うものとする。
  - (1) 地方自治法 (昭和22年法律第67号)
  - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)
  - (3) 鹿児島市契約規則(昭和60年規則第25号)
  - (4) その他関係法令等

(実施計画)

- 第4条 本業務を実施するにあたり、受注者は、以下の書類を発注者に提出し、承認を得る ものとする。
  - (1) 業務実施計画書
  - (2) 業務工程表
  - (3) 業務責任者選任届

(業務の打合せ)

第5条 受注者は、本業務を適正に遂行するために、発注者が指定する監督員(本市担当職員)と綿密な連絡をとり、作業を行わなければならない。

(疑義)

第6条 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ、発注者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

(報告の義務)

第7条 受注者は、発注者に作業工程ごとに進捗状況を報告するとともに、発注者が必要と 認めたときは、中間検査を受け、次の工程に進むものとする。 (秘密の保持)

第8条 受注者は、本業務上知り得た事項について、その一切を履行期限内に関係なく、漏らしてはならない。

(成果品の帰属)

第9条 本業務の成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の許可なくこれを使用してはならない。

(成果品の検査・納品)

第10条 本業務の成果品については、発注者の完了検査を受けるものとし、検査の合格を 受け、納品を行うものとする。

(契約不適合担保責任)

- 第11条 発注者は、受注者の履行が契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、目的物の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に 履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求するこ とができる。

(損害の賠償)

- 第12条 本業務遂行中に、受注者が損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び 内容を連絡し、発注者の指示に従うものとし、その損害の責任は受注者が負うものとする。 (納期)
- 第13条 本業務の成果品の納期は、前期は令和7年9月30日まで、後期は令和8年3月 31日までとする。

## 第2章 業務の内容

(要旨)

第14条 本業務は、前期は令和7年1月から令和7年6月まで、後期は令和7年7月から令和7年12月までの登記申請書に基づき異動のあった各筆について、鹿児島市の公図 (字絵図)であるマイラーを手作業等により直接加除修正するものである。

(業務内容)

- 第15条 本業務の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 年間で約1,680件(見込み)の修正を行うこととする。
  - (2) 当該業務は、修正作業担当者及び照査担当者を各1名以上配置して実施することとする。
  - (3) 筆界線は黒色の実線にて明瞭に読みとれるようにし、線の太さや濃さは均一になる

ように作成するものとする。

- (4) 分筆等で新しく付された地番は明確に記載し、合筆等で抹消された地番は削除することとする。
- (5) 修正作業担当者が修正処理した箇所については、照査担当者がその都度確認を行ったうえで、申請書に確認印を押印する。
- (6) 確認作業終了後は発注者の検査を受け、適正に処理されていない場合は直ちに修正するものとする。
- (7) 本業務は、本市の指定した場所で行うものとする。
- (8) 本業務の実施要領は、別紙のとおりとする。

## 第3章 雑則

(目的外使用の禁止)

第16条 受注者は、貸与された公図を責任をもって保管し、許可なくこれを他に持ち出し してはならない。また、貸与された公図を目的外に使用し、又は第三者に提供してはなら ない。

(再委託等の禁止)

第17条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務の全部又は一部 を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(事故時の責任)

第18条 その他本業務に伴う事故及び問題の発生に対しては、全て受注者の責めとして 一切の処理を行うものとする。